

各市町村高齢者施設等整備担当課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

令和 8 年度「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金」における一次協議
の実施について（依頼）

平素より、本県における介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の交付金については、介護施設等における防災・減災対策を推進するため、スプリンクラー等の整備、老朽化に伴う大規模修繕等を国として支援しているところであり、この度、厚生労働省老健局高齢者支援課から令和 8 年度予算に係る協議を行う旨の連絡がありました。

つきましては、事業の実施について御検討いただき、下記により協議書類を提出してください。

記

1. 補助対象事業及び補助協議単価等

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（令和 8 年 2 月 27 日最終改正）

地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（案）

※定員 29 人以下の地域密着型・小規模施設等が市町村補助対象となります。

2. 提出資料

(1) 「防災・減災等事業整備計画書」（別添 1）

(2) 「整備計画一覧表」（別添 3）※該当する事業分のみ

関係する以下の資料を付すこと。

ア. 平面図、位置図、写真等（現況及び改修箇所が分かるもの）

イ. 見積書（公的機関、工事請負業者等の民間事業者）

ウ. 補助対象面積確認シート（複合施設の場合必要に応じて添付）

※原則、公的機関の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。

3. 提出先

愛知県福祉局高齢福祉課施設グループ

4. 提出方法・部数

別添1、別添3の資料及び必要添付書類 紙媒体 1部 + 電子媒体

5. 提出期限

令和8年4月17日（金）【必着】

6. 留意事項

（国の採択方針）

- ① 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に規定する国土強靱化計画の策定状況や、福祉避難所の指定・協定の有無を踏まえた採択となる。
- ② 国土強靱化対策分（耐震化、ブロック塀等改修、水害対策強化事業、非常用自家発電設備整備）については、国土強靱化地域計画を策定している自治体を優先的に採択。
- ③ 実施主体（自治体）の事業ごとの優先順位
※優先順位については事業の重要性や緊急性を十分に勘案し、付番すること。
- ④ 原則として、当該交付金の補助協議前に抵当権が設定されている場合は、利用者保護の観点から補助対象外とする。ただし、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付や協調融資制度を利用している場合のほか、市町村が適当と認める場合はこの限りではない。なお、市町村が適当と認める場合については、次の場合を参考とすること。
 - ・ 既借入金の年間返済予定額が、原則として、直近決算における年間資金収支差額を下回っていること
 - ・ 既借入金の総額が、直近決算における年間収入を超えていないこと
 - ・ 申請法人が抵当権設定者であること
- ⑤ 業務継続計画（BCP）及び非常災害対策計画の策定がない施設については原則対象外。
- ⑥ 非常用自家発電設備や給水設備の設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等の影響を受けず、耐震性が確保されている場所であること。
- ⑦ 本協議については、令和8年度予算案に基づき依頼されていることから、内容に今後変更が生じることがあること。

（予算関係）

- ・ 上記のとおり、国の採択方針に影響するため、各市町村においては、優先順位や福祉避難所の指定状況等、別添3の確認項目を必ず正確に記載してください。

（事務処理関係）

- ・ 協議書類一式をよく確認した上で、別添4のチェックリストを活用する等により、適切に内容の確認を行ってください。
- ・ 交付申請にあたっては、内示額を上回ることはないようお願いします。

(取り下げ)

- ・協議の資料提出後に取り下げを行った事業については、次回以降の協議において、優先順位が下がる可能性があります。

以上

担 当 施設グループ（高山）

電 話 052-954-6287（ダイヤルイン）

メール korei-shisetsu@pref.aichi.lg.jp